

八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号に規定する再生利用の目的となる一般廃棄物（事業所から排出される魚あら及び揚げかすに限る。以下同じ。）の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）を業として行う者の指定（以下「再生輸送業の指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請)

**第2条** 再生輸送業の指定を受けようとする者及び再生輸送業の指定の更新を受けようとする者（以下これらの者を「申請者」という。）は、一般廃棄物再生輸送業指定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事務所又は営業所にあつては付近の見取図、車庫にあつてはその平面図及び付近の見取図
- (2) 申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (3) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し
- (5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書（様式第2号）
- (6) 従業者名簿（様式第3号）及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写し
- (7) 申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）
- (8) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書（様式第4号）
- (9) 申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (10) 申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (11) 契約（予定）者名簿（様式第5号）及び当該契約者との契約書（契約予定者の場合は、これに類するもの）の写し
- (12) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表（様式第6号）

- (13) 再生輸送車両の正面、両側面及び後面の写真（様式第7号）
- (14) 再生輸送車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
- (15) 申請者が再生輸送車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (16) 人員配置図（様式第8号）
- (17) 誓約書（様式第9号）
- (18) その他市長が必要と認める書類及び図面  
（指定の基準）

**第3条** 再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
- (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- (4) 申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号ト及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (5) 申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (6) 申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号ト及びルの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (7) 申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (8) 再生輸送車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。
- (9) 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適合するものであること。また、再生輸送車両は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するもの又は同法第13条第1項

(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものであること。

(10) 再生輸送車両を衛生的に保管できる車庫を有し、かつ、当該車庫の使用に関する権原を有していること。

(11) 国税及び地方税を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の条件)

**第4条** 市長は、再生輸送業の指定をし、又は再生輸送業の指定の更新をするときは、再生輸送業の指定の期間を2年以内とするものとし、及び生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付等)

**第5条** 市長は、再生輸送業の指定をし、又は再生輸送業の指定の更新をしたときは、一般廃棄物再生輸送業指定証(様式第10号。以下「指定証」という。)を交付する。

2 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(変更又は廃止の届出)

**第6条** 再生輸送業の指定を受けた者及び再生輸送業の指定の更新を受けた者(以下これらの者を「指定業者」という。)は、当該再生輸送業の指定に係る申請事項に変更があったとき、又はその事業を廃止したときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生輸送業指定変更・廃止届出書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定証の再交付)

**第7条** 指定業者は、指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物再生輸送業指定証再交付申請書(様式第12号)を市長に提出して、指定証の再交付を受けなければならない。

(遵守事項)

**第8条** 指定業者は、再生輸送の業務を他人に委託してはならない。ただし、市長が相当と認める場合にあっては、この限りでない。

2 指定業者は、再生輸送車両の故障等やむを得ない事情がある場合を除き、再生輸送に係る一般廃棄物の積替えを行ってはならない。

3 指定業者は、前項の規定により積替えを行ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければ

ばならない。

(指定の取消し等)

**第9条** 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生輸送業の指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により再生輸送業の指定を受けたとき。
- (3) 第3条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (4) 第4条の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 正当な理由がなく長期間にわたり事業を休止したとき。
- (6) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(指定証の返還)

**第10条** 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 第4条に規定する再生輸送業の指定の期間が満了したとき。
- (2) 第6条の規定により廃止の届出をしたとき。
- (3) 前条の規定により再生輸送業の指定を取り消されたとき。
- (4) 亡失した指定証を発見したとき。

(帳簿の記載及び保管)

**第11条** 指定業者は、再生輸送について、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- (1) 再生輸送年月日
- (2) 一般廃棄物の排出者ごとの再生輸送量
- (3) 再生輸送の方法及び再生輸送先ごとの再生輸送量
- (4) 再生輸送の受託にあつては、受託年月日、委託者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、受託内容並びに受託料金の額

2 前項の帳簿は、事務所又は営業所ごとに備え、再生輸送を行った年度ごとに整理し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(報告)

**第12条** 指定業者は、毎年4月1日前1年間に行った再生輸送について、一般廃棄物再生輸送業業

務報告書（様式第13号）を作成し、次に掲げる事項を記載した書類を添えてその年の6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの再生輸送量
- (2) 再生輸送先ごとの再生輸送量  
(指定等の審査)

**第13条** 市長は、再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新の適否に係る事項並びに第9条に規定する再生輸送業の指定の取消し等に係る事項の審査を八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成17年八尾市規則第42号）第41条第1項に規定する一般廃棄物処理業審査委員会において行う。

(その他)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月12日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年2月2日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年7月6日規則第45号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（令和元年12月13日規則第31号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

**附 則**（令和2年1月30日規則第4号）

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

**附 則**（令和3年5月19日規則第80号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

一般廃棄物再生輸送業指定（更新）申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

ふりがな  
氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第2条の規定により、再生輸送業の（指定・指定の更新）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

事務所又は営業所の所在地及び電話番号	
取り扱う一般廃棄物の種類	
再生利用の目的	
搬 入 先	名 称
	所 在 地
	電話番号
事業開始予定年月日	年 月 日
※事務処理欄	受 付 印
	※

注 ※の欄には記入しないこと。

様式第2号（第2条関係）

申 告 書

（あて先）八尾市長

私及び役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないことを申告します。

年 月 日

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申告者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

様式第3号（第2条関係）

従 業 者 名 簿

役職名又は職種	氏 名	住 所	常勤・非常勤の別	性 別	生 年 月 日	備 考

注1 職種には、一般事務員、営業、運転手、作業員等の職種を記入すること。

2 車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写しを添付すること。

役員及び従業者数

	役 員	事 務 員	技 術 員	運 転 手	作 業 員	計
男						
女						
計						

様式第4号（第2条関係）

事業開始資金及び調達方法に関する調書

事業の開始に要する資金の総額			
資金調達方法	自 己 資 金		
	金 融 機 関 借 入 資 金		
	そ の 他		

様式第5号（第2条関係）

契 約（予 定）者 名 簿 No.

契約事業所名	所 在 地	電 話 番 号	収集運搬する一般 廃棄物の種類	1月当たりの収集 運 搬 予 定 量 トン	搬 入 先

- 注 1 新規申請者は、契約予定事業所を記載すること。  
 2 更新の申請の場合であって契約予定事業所があるときは、当該契約予定事業所についても必ず記載すること。

様式第6号（第2条関係）

事業の用に供する車両及び器材の一覧表

車両又は器材名	自動車登録番号等	最大積載量等	車検・定期検査の有効期限	使 用 目 的	備 考

注 車両又は器材名欄には「パッカー」、「プレスパッカー」、「ロータリー」、「箱型ダンプ」、「その他（ ）」等を記載すること。

様式第7号（第2条関係）

申請者氏名		指定番号	
自動車登録番号等			
提出日	年 月 日		

再生輸送車両の写真貼付  
(前 面)

カラープリントサービス版  
(インスタント写真可)

しっかりとのり付けしてください。

再生輸送車両の写真貼付  
(後 面)

カラープリントサービス版  
(インスタント写真可)

しっかりとのり付けしてください。

再生輸送車両の写真貼付  
(右側面)

カラープリントサービス版  
(インスタント写真可)

しっかりとのり付けしてください。

再生輸送車両の写真貼付  
(左側面)

カラープリントサービス版  
(インスタント写真可)

しっかりとのり付けしてください。

様式第8号（第2条関係）

人 員 配 置 図

車種及び自動車登録番号	運 転 手 氏 名	運転免許証の種類及び番号	助 手 氏 名	運転免許証の種類及び番号

八尾市内にある事務所及び営業所の名称及び所在地	電 話 番 号	常 駐 者 氏 名

誓 約 書

私は、一般廃棄物再生輸送業の指定を受けたうえは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則並びに八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則を遵守し、貴市に迷惑をかけることのないよう次のとおり誓約いたします。

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

記

- 1 私は、一般廃棄物再生輸送業者として、その公共性を自覚し適正に業務を遂行するとともに貴市の指示に従い、市民に迷惑をかけることはいたしません。
- 2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合又は業者間で紛争が生じた場合は、私の責任において誠意をもって解決します。
- 3 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難になったとき、又は指定の取消し等の処分を受けたときにおいて、貴市に対して一切の補償その他の要求はいたしません。
- 4 この誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

一般廃棄物再生輸送業指定証

住 所  
氏 名 様

八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり指定をしたことを証します。

年 月 日

八尾市長 印

指 定 の 有 効 期 間	
取 扱 う 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
指 定 の 条 件	

様式第11号（第6条関係）  
 一般廃棄物再生輸送業指定変更・廃止届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

ふりがな  
 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号		年 月 日・第 号
廃止・変更年月日		年 月 日
変更内容	事項	
	変更前	
	変更後	
変更・廃止の理由		
※事務処理欄		受 付 印 ※

注1 指定証及び市長が必要と認める書類を添付すること。

2 ※の欄には記入しないこと。

一般廃棄物再生輸送業指定証再交付申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

ふりがな

氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第7条の規定により、次のとおり指定証の再交付を申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日・第 号
再交付申請の理由	
※事務処理欄	受 付 印
	※

注1 指定証（亡失した場合を除く。）を添付すること。

2 ※の欄には記入しないこと。

様式第13号 (第12条関係)

一般廃棄物再生輸送業業務報告書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

報告者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

ふりがな  
氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日・第 号
報 告 期 間	年度分 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
取り扱う一般廃棄物の種類	
報 告 書 記 入 者	所 属 氏 名
※事務処理欄	受 付 印
	※

注1 八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第12条各号に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

2 ※の欄には記入しないこと。